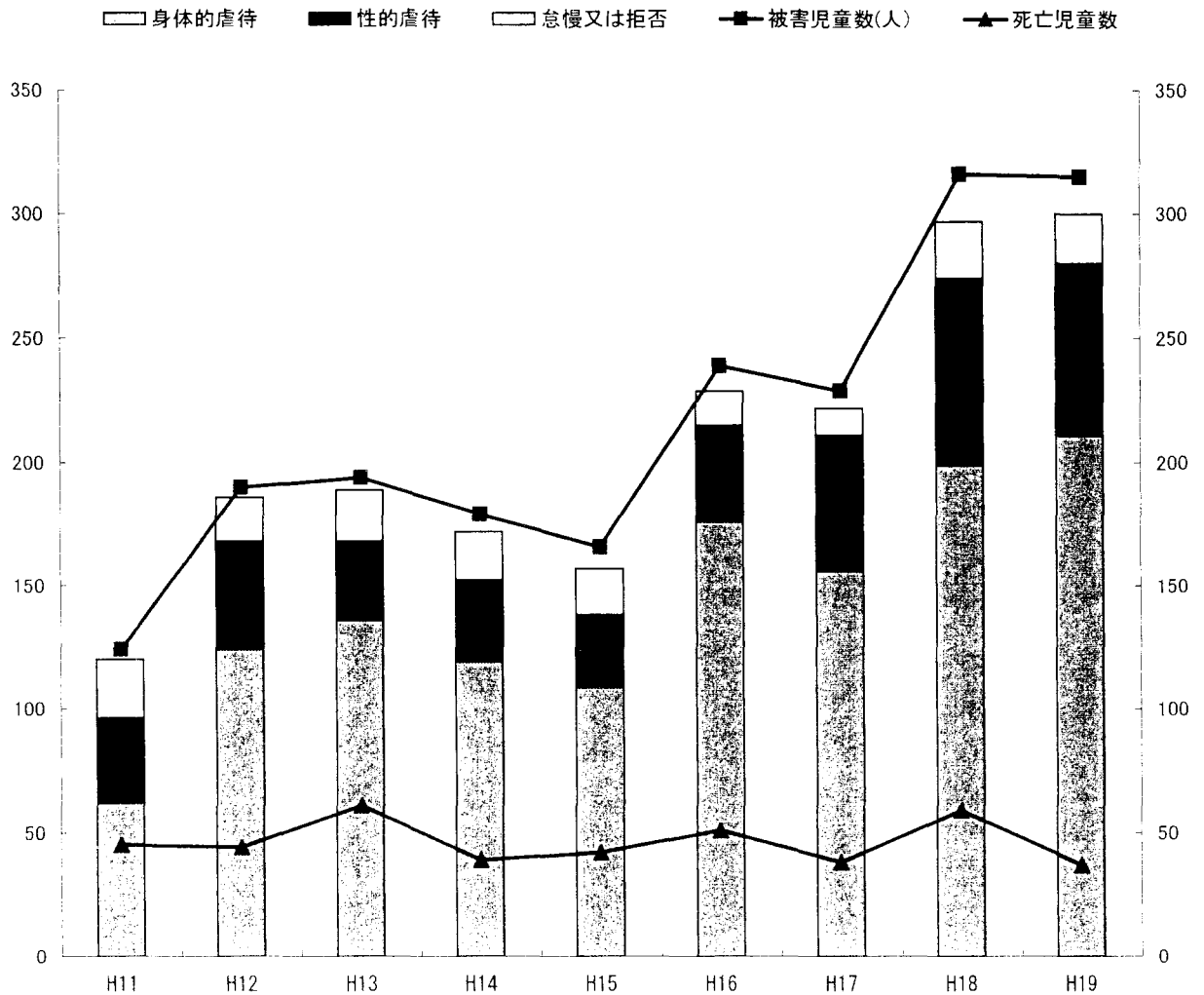


2 警察等との連携について

児童虐待事件の検挙状況等



	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
19年	300 (38) [10]	323 (40) [10]	315 (60) [10]	211 (38) [10]	227 (40) [10]	224 (60) [10]	69 (0) [0]	70 (0) [0]	69 (0) [0]	20 (0) [0]	26 (0) [0]	22 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
18年	297 (43) [8]	329 (45) [8]	316 (57) [8]	199 (43) [8]	221 (45) [8]	215 (57) [8]	75 (0) [0]	77 (0) [0]	77 (0) [0]	23 (0) [0]	31 (0) [0]	24 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
17年	222 (37) [16]	242 (37) [16]	229 (45) [16]	156 (37) [16]	172 (37) [16]	162 (45) [16]	55 (0) [0]	56 (0) [0]	56 (0) [0]	11 (0) [0]	14 (0) [0]	11 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
16年	229 (47) [8]	253 (50) [8]	239 (63) [8]	176 (47) [8]	193 (50) [8]	186 (63) [8]	39 (0) [0]	42 (0) [0]	39 (0) [0]	14 (0) [0]	18 (0) [0]	14 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
15年	157 (46) [9]	183 (49) [10]	166 (66) [9]	109 (46) [9]	130 (49) [10]	115 (66) [9]	29 (0) [0]	29 (0) [0]	32 (0) [0]	19 (0) [0]	24 (0) [0]	19 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]

注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の[]は、出産直後の殺人(未遂を含む)及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成21年12月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 少 発 第 102 号
平 成 20 年 4 月 21 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 少 年 課 長

厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について
標記の件については、厚生労働省において「児童虐待防止対策支援事業実施要
綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成17年4月1日から実施されているところ
であるが、先般、要綱の改正があり、警察庁に対して別添のとおり依頼がなされた。
本事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、
高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保すると
ともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的に実施され
るものであり、要綱で示された事業のうち

- 法的対応機能強化事業
- スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- 一時保護機能強化事業

の3事業について、警察官OB等実務経験者の援助を得ることができることとされ
た。

上記事業における警察官OB等の援助内容の詳細は要綱に示されているが、警察
官OBが各自治体の児童相談所の非常勤職員として採用されることにより、

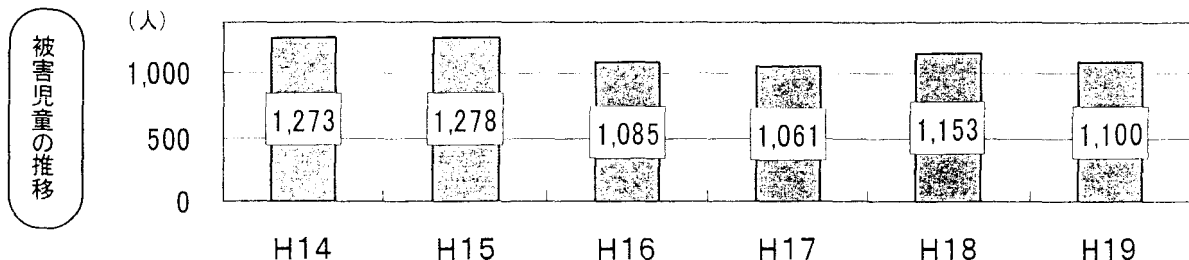
- 都道府県知事(児童相談所職員)が行う臨検・捜索の許可状請求や、接近禁
止命令等手続きの迅速な対応
- 虐待事案の危険度や緊急度についての的確な判断及び警察との連携強化
などが図られることが期待される。

については、各都道府県の児童福祉主管課から、本事業への警察官OB等の採用に
ついて相談があった場合には、生活安全部門と警務(人事)部門が連携を図り、実務
能力を備えた優秀な人材を人選するなど、児童虐待防止対策支援事業に協力するよ
う配慮されたい。

なお、本通達については警察庁長官官房人事課と協議済みであることを申し添え
る。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律

出会い系サイトを利用した児童の犯罪被害が依然として多数発生



○被害児童が、平成14年以降常に千人を超えている
○法施行後いったん減少するも平成18年以降再び増加傾向

背景

被害児童の推移

現行法の概要

【出会い系サイト事業者の規制】

- 児童による利用禁止の明示
- 児童でないことの確認
- 違反事業者に対する是正命令（罰金・懲役刑）
- 事業者に対する報告徴収（罰金刑）

【利用者規制】

- 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする以下の行為を禁止（罰金刑）
 - ・性交等の相手方となるように誘引すること
 - ・対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

【その他の者の責務】

- 役務提供事業者等の児童の利用防止措置
- 児童の保護者による児童の利用防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

問題点

出会い系サイト事業者の把握が困難

不適格事業者による事業の継続

出会い系サイト事業者による児童の被害防止措置が不十分

出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組みの促進の必要

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

- ①届出制の導入
→事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届出（無届は処罰）
- ②事業停止命令の創設
→違反者は処罰
- ③欠格事由・事業廃止命令の創設
→違反者は処罰

- ④児童に係る誘引情報の削除措置
→児童が異性を誘う書き込み
・大人が異性の児童を誘う書き込み
が対象（不履行は行政処分対象）

児童による利用の防止措置の強化

- ⑤民間団体が行う児童利用防止活動の促進
→ホットライン業務を行う民間団体を国家公安委員会が登録し、情報提供の支援を実施
- ⑥フィルタリングの普及
→出会い系サイトに役務を提供する事業者（携帯電話・PHS会社）や保護者が行う児童の出会い系サイトの利用防止措置の例としてフィルタリングを明記（努力義務）

①～⑤は公布から6月以内に、⑥は公布から3月経過後に施行予定。

主な改正の内容

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 児童に係る誘引の禁止（第六条）</p> <p>第三章 インターネット異性紹介事業の規制（第七条—第十七条）</p> <p>第四章 登録誘引情報提供機関（第十八条—第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条—第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条—第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 児童に係る誘引の規制（第六条）</p> <p>第三章 児童による利用の防止（第七条—第十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 雑則（第十一条—第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条—第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もつ</p>

資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 登録誘引情報提供機関 第十八条第一項の登録を受けた者をいう。

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に關しこの法律その他の法令の規定を遵守するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めなければならない。

2| インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを提供することその他の他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

3| 前二項に定めるもののほか、インターネット異性紹介

て児童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者は、児童の健全な育成に配慮するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

介事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第四条 児童の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

第二章 児童に係る誘引の禁止

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という。）をしてはならない。

一 (略)

二 人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

(保護者の責務)

第四条 児童の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

第二章 児童に係る誘引の規制

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三・四 (略)

第三章 インターネット異性紹介事業の規制

(インターネット異性紹介事業の届出)

第七条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者

は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住居。第三号を除き、以下「事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならぬ。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）

三 事業の本拠となる事務所の所在地

四 事務所の電話番号その他の連絡先であつて国家公安委員会規則で定めるもの

五 法人にあつては、その役員の名及び住所

六 第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの
前項の規定による届出をした者は、当該インターネット異性紹介事業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会（公安委

2 |

(新設)

第三章 児童による利用の防止

員会の管轄区域を異にして事務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公安委員会）に届け出なければならぬ。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならぬ。

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インター

ネット異性紹介事業を行ってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項第二号の規定による命令に違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に關し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理

（新設）

人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）
六 法人で、その役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるもの

- イ 第一号から第四号までに掲げる者
- ロ 児童

（名義貸しの禁止）

第九条 第七条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもつて、他人にインターネット異性紹介事業を行わせてはならない。

（利用の禁止の明示等）

第十条 （略）

（児童でないことの確認）

第十一条 （略）

（児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置）

第十二条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずる

（新設）

（利用の禁止の明示等）

第七条 （略）

（児童でないことの確認）

第八条 （略）

（児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置）

第九条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる第六条各号に掲げる行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めな

よう努めなければならぬ。

(削除)

(指示)

第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關し第八条第二号に規定する罪(この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。)
その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定

ければならぬ。

(是正命令)

第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、インターネット異性紹介事業者が第七条又は第八条の規定に違反していると認めるときは、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

めるものに当たつて行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいづれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

(処分移送通知)

第十五条 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し第十三条の規定による指示又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該インターネット異性紹介事業者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会を付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項(次項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める

処分をすることができるとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第十三条及び前条第一項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關し前条第一項に規定する行為をしたと認めるときは六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずること。

3| 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

(報告又は資料の提出)

第十六条 公安委員会は、第七条から前条まで(第十二条第二項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(新設)

(国家公安委員会への報告等)

第十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当す

(新設)

るときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第七条の規定による届出を受けた場合

二 第十三条、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者が前項第二号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第四章 登録誘引情報提供機関

(登録誘引情報提供機関の登録)

第十八条 インターネット異性紹介事業者による第十二条第一項に規定する措置の実施の確保を目的としてインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を収集し、これを当該インターネット異性紹介事業者に提供する業務（以下「誘引情報提供業務」という。）を行う者は、国家公安委員会の登録を受けることができる。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、国家公安委員会に申請をしなければならない。

(新設)

3

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第二十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4

国家公安委員会は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならぬ。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する二人以上の者が誘引情報提供業務を行うものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であつて、誘引情報提供業務に通算して六月以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 誘引情報提供業務を適正に行うための次に掲げる

措置がとられていること。

イ 誘引情報提供業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

ロ 誘引情報提供業務の適正な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。

5 登録は、登録誘引情報提供機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録誘引情報提供機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務を行う事務所の所在地

6 登録誘引情報提供機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならぬ。

(表示の制限)

第十九条 登録誘引情報提供機関でない者は、誘引情報提供業務を行うに際し、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(情報提供)

第二十条 国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務を適正に行うために必要な限度において、当該登録誘引情報提供機関に対し、インターネット異性紹介事業者に係る第七条第一項第一号から第

(新設)

(新設)

四号までに掲げる事項に関する情報を提供することができる。

(誘引情報提供業務の方法)

第二十一条 登録誘引情報提供機関は、第十八条第四項各号に掲げる要件及び誘引情報提供業務を適正に行うための国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により誘引情報提供業務を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第二十二条 登録誘引情報提供機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、誘引情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の休廃止)

第二十三条 登録誘引情報提供機関は、誘引情報提供業務を休止し、又は廃止したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定により誘引情報提供業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録誘引情報提供機関に係る登録は、その効力を失う。

(改善命令)

第二十四条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が第二十一条の規定に違反していると認めるときは、当該登録誘引情報提供機関に対し、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ずることができる。

(登録の取消し)

第二十五条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 第十八条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十八条第六項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(報告又は資料の提出)

第二十六条 国家公安委員会は、誘引情報提供業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録誘引情報提供機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(公示等)

第二十七条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十八条第六項の規定による届出があつたとき。

三 第二十三条第一項の規定による届出があつたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

四 第二十五条の規定により登録を取り消したとき。
2| 国家公安委員会は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五章 雑則

(削除)

(方面公安委員会への権限の委任)
第二十八条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(経過措置)

第二十九条 (略)

(国家公安委員会規則への委任)

第三十条 (略)

第六章 罰則

第三十一条 第十四条又は第十五条第二項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは

第四章 雑則

(報告の徴収)

第十一条 公安委員会は、第七条、第八条及び前条の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告を求めることができる。

(方面公安委員会への権限の委任)
第十二条 前二条に規定する道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(経過措置)

第十三条 (略)

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 (略)

第五章 罰則

(新設)

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者

二 第九条の規定に違反した者

三 第十三条又は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者

第三十三条 第六条（第五号を除く。）の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第七条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条、第三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

第十五条 第十条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条

対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 第二十二條の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第十九條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

の罰金刑を科する。

(新設)

(新設)

3 社会的養護体制の見直しについて

現在の状況

社会的養護体制を取り巻く現状と課題に対応するため、平成19年2月に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を設置、5月に「中間とりまとめ」がなされる。



平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の附則において社会的養護の体制の拡充について検討を進めることとされる。



社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会を8月に設置、9月7日(第1回)以降、計5回を開催し、11月22日にとりまとめ。

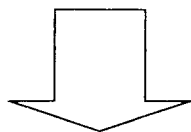


「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ(平成19年12月)において、先行して実施すべき課題の1つとして、社会的養護体制の充実が盛り込まれる。

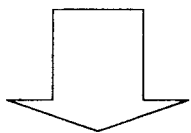


平成20年3月4日に「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、第169回国会に提出。

○ 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する検討会」を平成19年2月に設置し、検討を開始。



○ 現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について検討。



○ 平成19年2月より9回開催し、同年5月18日に中間とりまとめ。

今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会委員名簿

委員名	所 属
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎座長

(敬称略、五十音順)

中間とりまとめ（ポイント） 社会的養護体制の拡充に向けた具体的な施策

1 社会的養護の質の向上に向けた具体的な施策

(1) 家庭的養護の拡充

○ 里親制度の拡充

- ・普及啓発活動の実施（国民運動としてのPR活動等）
- ・里親支援の拡充（レスパイトケア、相談支援、里親手当等の拡充）
- ・里親と里子のマッチングを児童相談所と共同で民間主体が実施する仕組みの検討

○ 小規模グループ形態の住居（ファミリーホーム）の拡充

- ・小規模グループ形態の住居の制度化について検討

(2) 施設機能の見直し

○ 施設体系の見直し

- ・子どものニーズに合わせた施設体系のあり方について改めて検討

○ 施設機能の充実

- ・家庭支援や治療的なケアを行う機能を強化

(3) 年長児童に対する自立支援の強化

○ 進学支援、就労支援の強化等

(4) 社会的養護を担う人材の確保とその質の向上

○ 施設長、施設職員等の資格要件、社会的養護に関する専門職や資格のあり方の検討等

2 児童の権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた具体的な施策

○ 施設内虐待等の防止を図るため、制度的な対応も視野に入れた検討

- ・高齢者虐待防止法等他の分野の施策を参考として検討

3 社会的養護を必要とする子どもの増加に対応した社会的養護体制の拡充方策

○ 都道府県等において整備目標も含めた整備計画を策定し、これに基づき計画的な整備を行う仕組みの検討

→ 児童虐待の増加等に対応するため、第166回国会に提出され、成立した「児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」においても、政府は、社会的養護体制の充実に向けた検討と措置を講じることが規定された

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)

附 則 (検討)

第二条 (略)

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の設置について

平成19年9月7日

社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会 委員名簿

1. 設置の趣旨

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等による子どもの抱える背景の多様化・複雑化を踏まえ、児童の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養護専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討課題

- (1) 子どもの状態に応じた支援体制の見直しについて
- (2) 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立について
- (3) 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充について
- (4) 人材確保のための仕組みの拡充について
- (5) 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策について
- (6) 社会的養護体制の計画的な整備について
- (7) その他

委員名	所 属
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院 施設長
今田 義夫	全国乳児福祉協議会制度対策研究委員会委員長 日本赤十字社医療センター附属乳児院 施設長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会副会長 倉明園 施設長
大島 祥市	全国自立援助ホーム連絡協議会監事 ベアーズホーム 施設長
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
◎ 柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
木ノ内 博道	全国里親会理事 前千葉県里親会会長
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
庄司 順一	青山学院大学文学部教授
松風 勝代	大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会幹事 横浜いずみ学園 施設長
豊岡 敬	東京都福祉保健局参事 足立児童相談所長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長 愛泉こども家庭センター 施設長
藤野 興一	全国児童養護施設協議会副会長 鳥取こども学園 施設長
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部人間福祉学科教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授

◎ 委員長

(敬称略、五十音順)

社会的養護専門委員会報告書（ポイント）

社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

① 里親制度の拡充

- 里親委託を促進するための制度的な枠組みを整備
 - ・ 「養育里親」と「養子縁組里親」の区別
 - ・ 里親認定登録制度の見直し、里親研修の義務化等
 - ・ 里親手当について里親による養育を社会的に評価する額への引上げ
- 里親支援の強化及び里親支援機関の創設

② 小規模グループ形態の住居における新たな養育制度の創設

- 小規模グループ形態の住居における養育を里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置付け
 - ・ 同事業を社会福祉事業とし、一定の要件を課す

③ 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

- (2)の検討と併せて検討

(2) 施設機能の見直し

- 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直しするとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。
- 上記と並行して施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を実施

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

(1) 児童相談所のアセスメント機能の強化

- 児童相談所等の体制強化、一時保護から措置解除までの各段階における必要な事項の標準化の実施

(2) 家庭支援機能の強化

- 児童家庭支援センターにおける施設附置要件の見直し、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業の推進、要保護児童対策地域協議会の調整機関への一定の専門性を有する者の配置など

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

- 年長児童の自立支援のための取組の拡充
 - ・ 自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直しによる自立支援の強化・充実
 - ・ 施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業の創設

4. 人材確保のための仕組みの拡充

- 職員及びその専門性を確保するため以下の施策の検討
 - (1) 施設長・施設職員の要件の明確化
 - (2) 基幹的職員(スーパーバイザー)の配置、養成のあり方
 - ・ 自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務付け等
 - (3) 国及び都道府県の研修体制の拡充
 - ・ 都道府県が人材育成を計画的に進めるための仕組みの導入
 - ・ 国による人材育成に関する指針の作成、研修体制の拡充等

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策

- 施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の強化に関する以下の施策の検討
 - (1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備
 - ・ 都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として措置された子どもの権利擁護に関する事項の明確化等
 - (2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充
 - (3) 施設内虐待等に対する対応
 - ・ 施設内虐待が起こった場合に外部へ知らせる仕組み(子どもの届出、職員の通告義務)
 - ・ 通告した職員等の保護(届出をした子ども・通告した職員に関する都道府県等の秘密保持、不利益取扱いの禁止)
 - ・ 届出、通告があった場合の都道府県が講じるべき措置の明確化(子どもの保護、施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分等)
 - ・ 施設内虐待に関する検証・調査研究、公表

6. 社会的養護体制の計画的な整備

- 要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、都道府県において計画的にその整備を行う仕組みの構築の検討

児童福祉法等の一部を改正する法律(案)【社会的養護関連部分】の主な内容

趣旨

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等を踏まえ、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図るため、児童福祉法等の一部を改正する。

概要

(1) 里親制度の改正(21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
 - ※ 併せて、養育里親について里親手当を引き上げる。
(現行 子ども1人につき3.4万円→ 1人目7.2万円 2人目以降3.6万円加算)
- 都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設(21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設する。
- 養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。
 - ※ 事業に関し必要な要件として以下のような事項を検討。
 - * 養育者の要件・里親として○人以上の子どもの○年以上受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等
 - * 人員配置、設備等・家事や養育の補助を行う者の確保等

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 家庭支援機能の強化(21年4月施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。

(5) 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童(18歳未満)のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(6) 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)

- 施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業(仮称)を行う者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。
- 被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- 都道府県等の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。
- 通告、届出があった場合の事実確認や保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が講ずべき措置等を明確化する。
- 国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況等について公表する。

(7) その他(22年4月施行)

- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に社会的養護の提供体制に関する事項を記載事項として追加する。

※ 施設機能の見直しについて

- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)において以下のとおり提言されたことを受け、厚生労働省において調査を実施するとともに、その状況や結果について同専門員会に報告しながら、検討を進める予定。
 - ・子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設タイプのあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
 - ・このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

社会的養護体制の拡充のイメージ

養護を必要とする子どもに対する支援

里親

- 里親制度の拡充
 - ・養育里親に対する研修の義務づけ等制度的位置づけの明確化
 - ・養育里親に対する里親手当の引き上げ
 - ・里親支援機関等による里親支援の強化

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設(新規)

- 家庭的な環境での新たな事業を創設
 - ・家庭的な環境の下での養育形態の事業化
 - ・5~6人程度の子どもの受託し養育者の住居で生活しながら養育

○施設

児童養護施設
乳児院
児童自立支援施設
情緒障害児短期治療施設
母子生活支援施設

- 機能強化と見直しに向けた検討
 - ・施設類型のあり方等の見直しに向け、必要な調査・分析を実施
 - ・基幹的職員の配置、専門職の配置、家庭支援機能の強化等の機能強化 等

年長児に対する支援

自立援助ホーム
(児童自立生活援助事業)

- 児童自立生活援助事業の見直し・拡充
 - ・都道府県への申し込み制導入等事業の見直し

就労・相談支援の拠点事業
(地域生活・自立支援事業)

- モデル事業の実施
 - ・地域で相談・就労支援を実施
 - ・退所した子ども等が集える場

家庭支援の強化

児童相談所のアセスメント機能の強化・家庭支援機能の拡充

人材確保のための仕組みの拡充

国による指針・都道府県計画による計画的な整備(量的・質的)

措置された子どもに対する権利擁護の強化

- 措置された子どもの権利擁護に関し、第三者機関として都道府県児童福祉審議会を活用
- 施設内虐待等について外部へ知らせる仕組みや通告者の不利益取扱いの禁止等施設内虐待等に対する対応 等

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充①

1. 里親制度の拡充

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

○ 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

○ 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

○ 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

○ 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

○ 里親認定登録制度の見直し
・養育里親の研修等の義務化
・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

○ 里親支援の強化
・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

○ 養育里親に対する里親手当の引き上げ
（現行）子ども1人につき3.4万円
→（見直し後）1人目7.2万円
（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親支援機関の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

● 認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○ 委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○ 里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○ その他

- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○ 里親委託の解除

- ・委託解除の決定

(1) 家庭的養護の拡充②

2. ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5~6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%(平成18年国民生活基礎調査)

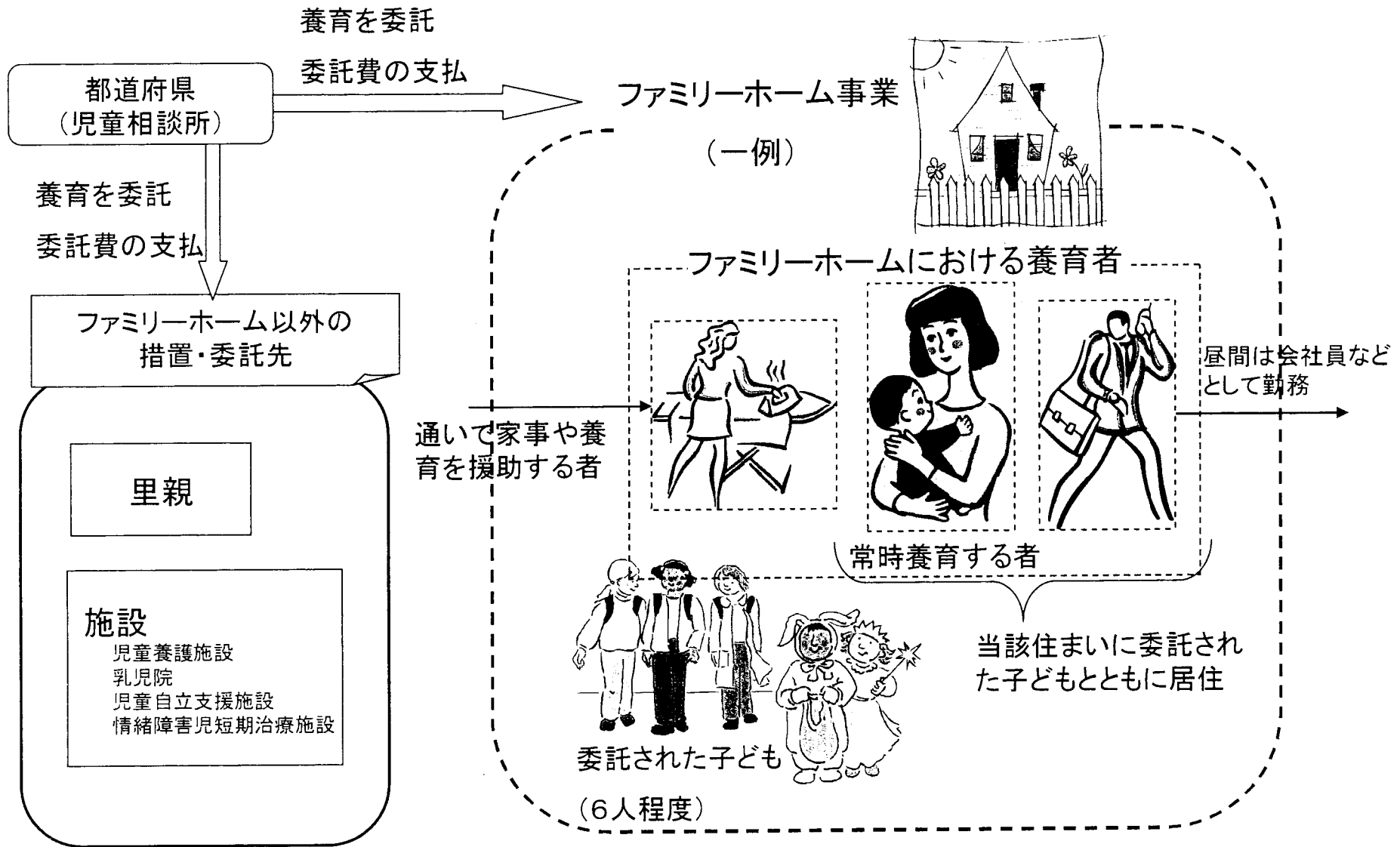
- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係をすることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設
 - ・ 一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
 - ・ 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
 - ・ 当該事業を社会福祉事業とする
 - ・ 当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者・里親として○年以上、○人以上子どもを受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等
 - ・ 人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

ファミリーホーム制度のイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



ファミリーホーム事業の概要(案)

1 目的

家庭的養護を促進するため、小規模なグループで養育者の住居において子どもを養育するファミリーホーム事業を創設する。

※ いくつかの地方自治体において里親が5～6人の子どもを受託して行っているいわゆる「里親ファミリーホーム」について、里親だけでは養育の手が足りず、これに対する支援と質の充実を図る必要がある

※ 特に、里親との1対1との関係を作ることが困難であるケース等について、小規模なグループでのケアが必要となる

2 運営主体

- ・ 個人(養育里親の経験が〇人以上の子どもについて〇年以上の者、児童養護施設等の職員の経験が〇年以上の者等)
- ・ 法人(社会福祉法人、NPO法人等)

3 事業内容

都道府県等から委託を受け、既存の住宅等を利用し、要保護児童の養育を実施する。

4 定員

1住居当たり概ね6名程度を目途に検討

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

注)詳細については、現在検討中である。

(2) 施設機能の見直し

子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護を推進する。

- 子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組が十分に実施できていない

※ 児童養護施設の虐待を受けた子どもの入所割合は62.1%
児童養護施設等の障害等のある子どもの割合20.2%

- 子どもの状態に応じた心理的ケアや治療の充実・強化、自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化を推進する必要がある。

- 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
- このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が必要であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

→ 施設の見直しに向けた検討を進めるため、必要な調査・分析を実施する

- 上記と並行して施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図るため、当面、以下の対応を進める。
 - ・基幹的職員の配置
 - ・心理的・治療的ケアが必要な子どもに対し、特に医療機関等との連携を強化するため、専門スタッフの強化等
 - ・施設退所後まで見据えた自立支援に資するケアの計画的実施、自立支援の観点からの小規模ケアの実施
 - ・里親支援機関への積極的な受託などの里親支援の強化
 - ・児童自立支援施設における学校教育の導入の推進

2. 関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

1. 児童相談所のアセスメント機能の強化

一時保護を含め、児童相談所におけるアセスメント機能の充実・強化を図るとともに、里親や施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供する必要がある。

- 一時保護を含めた児童相談所のアセスメント機能の充実強化が必要
- 里親・施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアの提供が重要

- 児童相談所等の体制の強化
- 一時保護から措置解除までの各段階におけるアセスメント等について、必要な事項の標準化

→子どもに対する適切なアセスメントと継続的なケアを行う体制整備

2. 家庭支援機能の強化

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

- 保護者指導を推進するための体制が必要
 - 地域における相談・支援体制の整備
- ※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。
※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

- 児童相談所等の体制の強化
・児童福祉司等の人員の確保、その質の向上
- 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする
- 児童家庭支援センターについて施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする。
- 市町村における支援体制の整備
・生後4か月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業の推進
・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

○ 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い

○ 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性

○ 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要

※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

○ 自立援助ホームの見直し

- ・都道府県に対する申込制の導入
- ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
- ・都道府県に対する事業の実施義務化
- ・より確実な財政的支援

○ 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業(地域生活・自立支援事業)のモデル実施

4. 人材確保のための仕組みの拡充

社会的養護の質を確保するため、担い手となる職員とその専門性を確保するとともに、計画的に育成する体制を整備する。

○ 施設長・施設職員の質の向上を図ることが必要

○ 施設における組織だったケアとそのための人材育成を進めることが必要

○ 人材育成を計画的に進めることが必要

○ 施設長・施設職員の任用要件の明確化

○ 基幹的職員(スーパーバイザー)※を配置

・自立支援計画の作成等のケアの進行管理

・職員の指導等

※児童養護施設等における一定の経験を有する者等のうち、一定の研修を受けた者とする

○ 国において作成する指針に人材育成に関する事項を記載

○ 国による人材育成のためのカリキュラム作成等

○ 都道府県において必要な人材を確保するための方策を、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に記載

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策

社会的養護の下の子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、近年起こっている施設内虐待等に対応するため、子どもの権利擁護の強化を図る。

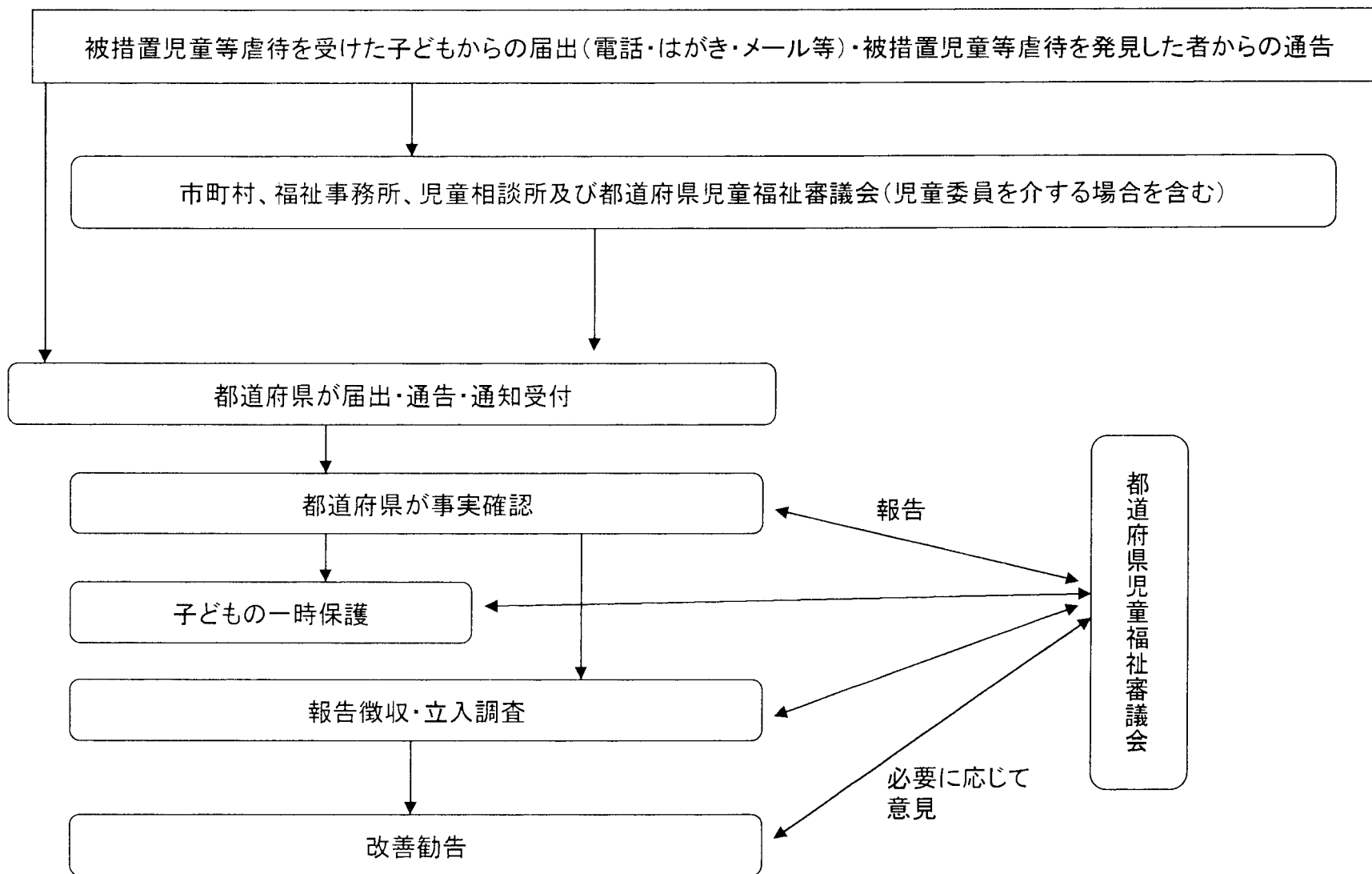
- 子どもの権利擁護に関し、客観的・専門的な視点から、子どもの意見に耳を傾けたり、都道府県に対して意見を述べる機関(第三者機関)が必要
- 都道府県においてケアの質の向上のための監査体制の充実を図ることが必要
- 施設内虐待の予防やこれに対応する制度的な枠組みが必要

- 客観性・専門性を有する機関である都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として、措置された子どもの権利擁護に関する事項を明確化し、子どもの権利擁護に関する専門の部会を設ける等により子どもによる届出や施設職員等による通告に対応する。
- 都道府県の監査体制の整備・国による監査マニュアルの見直し
- 施設内虐待等に対する対応の整備
 - ▶ 施設内虐待の定義
 - ・施設職員等が行う身体的暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等
 - ▶ 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
 - ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
 - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
 - ▶ 都道府県の講じるべき措置の明確化
 - ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
 - ・子どもの保護等
 - ▶ 検証・報告等
 - ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県等による施設内虐待の状況等に関する公表

※ 施設内虐待等について把握した場合、都道府県は、施設の運営改善に向け、第三者を含めた対策チームを設置する等施設内虐待等が再び起こることがないように、助言、指導を継続して行う等の対応を図る。

※ 施設等における具体的な対応方法を全国的に共有化するため、国においてガイドラインを作成

被措置児童虐待対応の流れ(例)

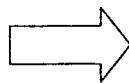


児童の権利擁護のための総合的な対応策

施設内虐待等の要因として指摘されている事項
「今後目指すべき社会的養護体制に関する検討会」
中間取りまとめより

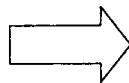
対応策

○ 子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の教育



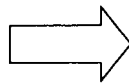
○ 研修体制の拡充
○ 基幹的職員の配置による職員の指導等

○ 施設のケア体制の課題



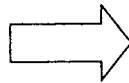
○ 子どもの状態や年齢に応じたケアが提供できるような体制の検討
○ 基幹的職員の配置による自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等

○ 自治体の監査体制の課題



○ 都道府県の監査体制の強化
○ 国による監査マニュアルの見直し

○ 施設運営の透明性の確保の必要性



○ 施設内虐待等が起こった場合に外部へ知らせる仕組みと都道府県等による対応を法律上規定

- 施設内虐待の定義
 - ・施設職員等が行う身体的暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱いの禁止
 - ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
 - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
 - ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
 - ・子どもの保護等
- 検証・報告等
 - ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県による施設内虐待の状況等に関する公表

6. 社会的養護体制の計画的な整備

要保護児童に対し、適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するため、計画的な整備を進める。

- 社会的養護の提供量の不足
- 整備量や家庭的養護の促進に向けた取組に関する自治体間格差

- 都道府県地域行動計画※に社会的養護に関する事項を記載

- ・里親、ファミリーホーム事業、施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、一時保護所等の提供体制の整備、質の確保策
- ・人材確保・育成のための方策
- ・権利擁護のために講じる措置

等

- 国においては行動計画策定指針※に社会的養護に関する事項を記載

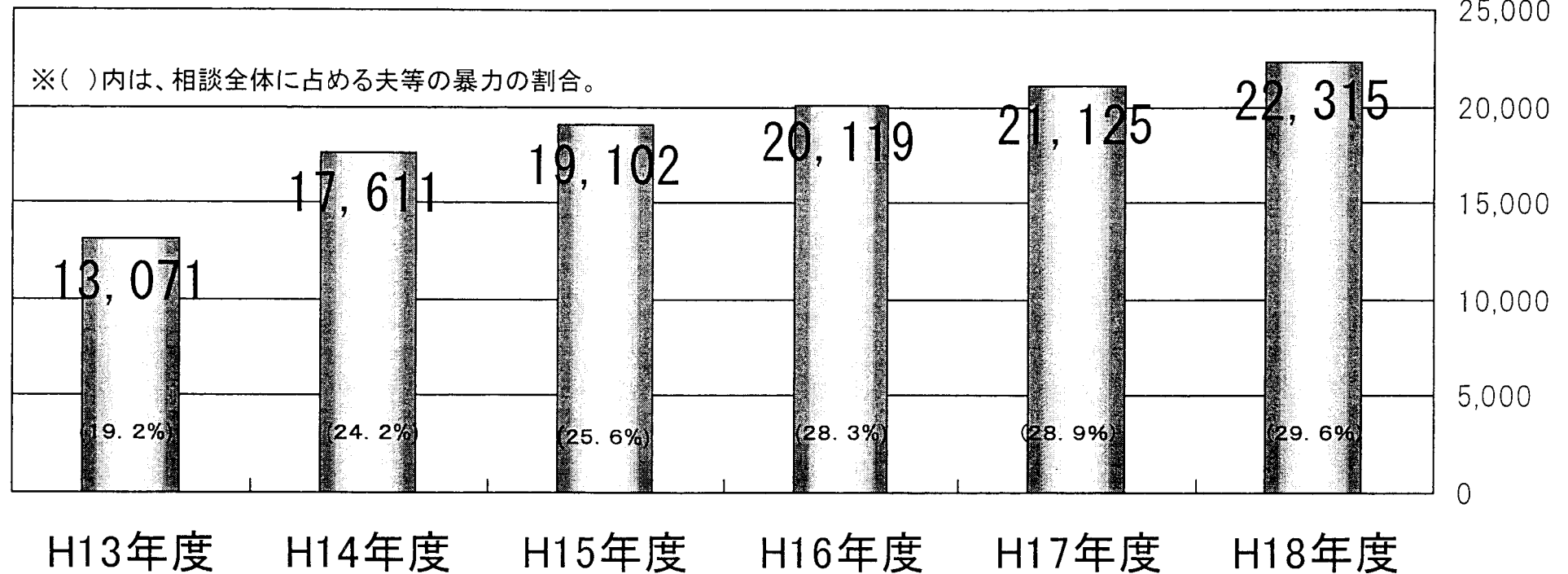
※ 次世代育成支援対策推進法に基づき、作成される計画及び指針

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(件数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

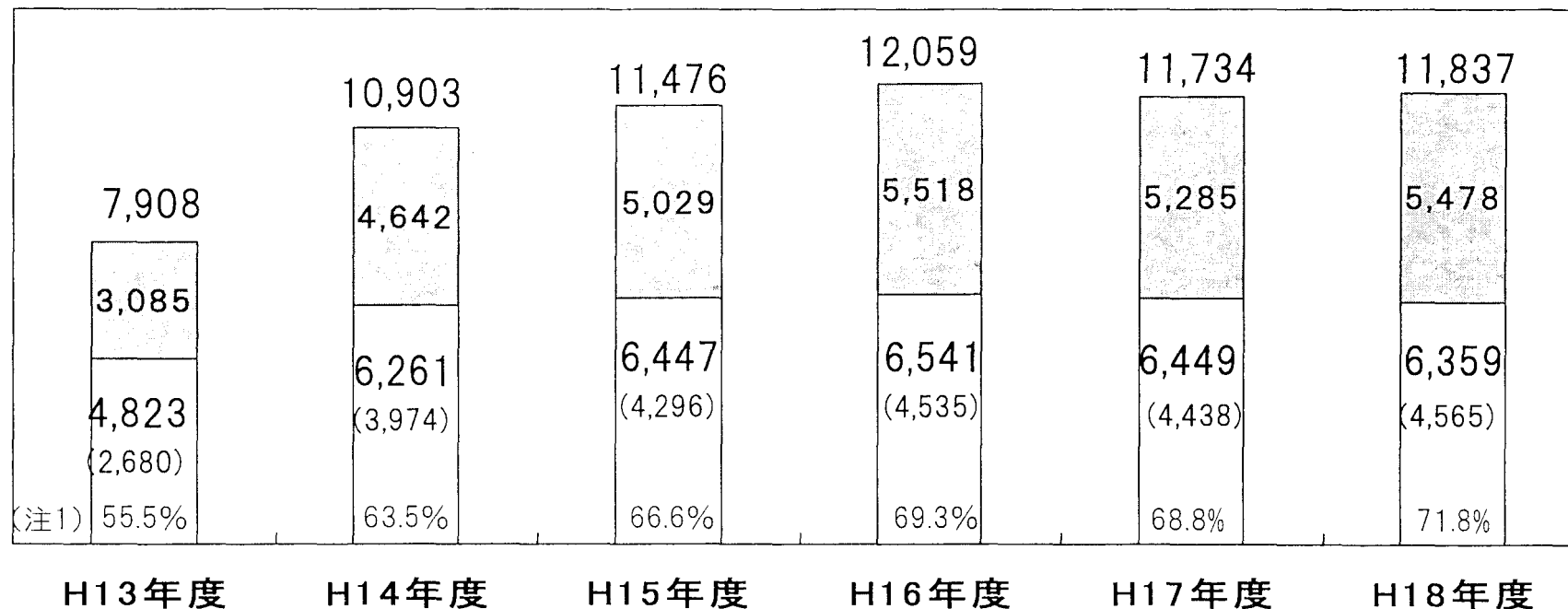
婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 平均一時保護日数は14.5日(平成18年度)

□ 一時保護された女性
(うち夫等の暴力を理由とする者)

□ 同伴家族

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成18年度における一時保護委託人数は、3,435人(被害女性1,467人、同伴家族1,968人)、平均在所日数13.8日となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成19年4月1日現在で256施設。

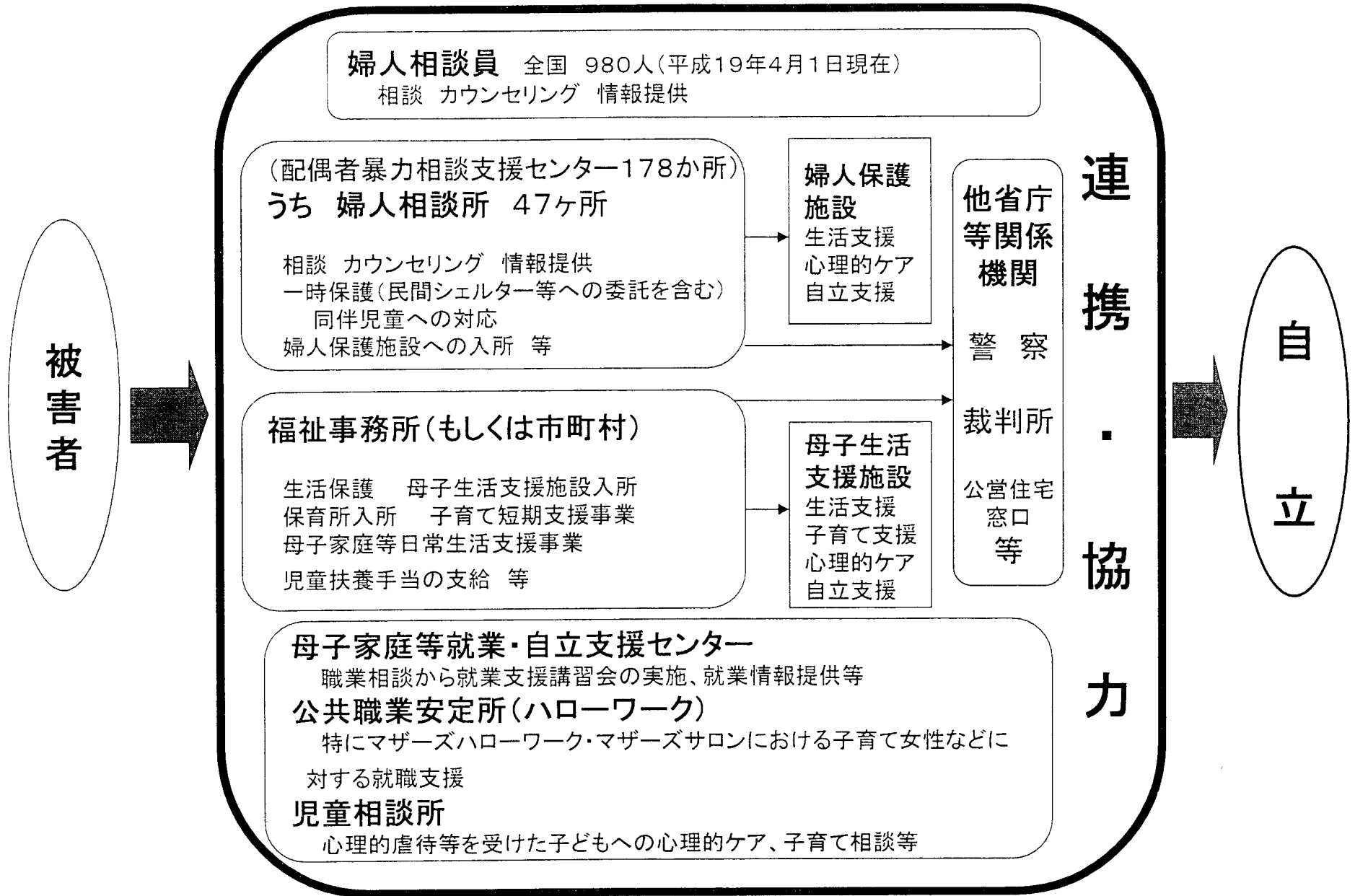
DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成19年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	97 (83)	89 (81)	23 (24)	19 (18)	7 (7)	6 (4)	6 (4)	4 (4)	5 (4)	256 (229)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成18年4月1日現在

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



人身取引対策行動計画の概要

I 人身取引対策の重要性

○人身取引は重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速・的確な対応の必要

○総合的・包括的な対策を早急に講じるための行動計画の策定

○被害者を保護の対象として位置付け、きめ細かな対応

○刑罰法令の整備と取締りの強化

○人身取引を許容する要因となっていた諸制度の改正も含む人身取引の防止

II 人身取引の実態把握の徹底

III 総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引議定書の締結

5 留意事項

○内外の関係機関等(外国関係機関、NGO等)との連携 ○社会啓発・広報活動

○人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練 ○行動計画の検証・見直し

2 人身取引を防止するための

諸対策

○出入国管理の強化

○旅行関係文書のセキュリティ確保

○「興行」の在留資格、査証の見直し

* 外国機関認定資格のみによる基準充足要件の削除

○偽装結婚対策

○不法就労防止の取組み

○売買春防止対策

3 人身取引を撲滅するための

対策

○刑事法制の整備

* 刑法改正による人身売買行為の犯罪化

○取締りの徹底

○旅行文書等に関する情報交換の推進

○諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

4 人身取引被害者の保護

○被害者の認知

○シェルターの提供

・婦人相談所等の活用

・民間シェルター等への一時保護委託

○カウンセリング、相談活動等の実施

○交番等に駆け込んだ被害者の保護

○被害者の在留資格の取扱い

(在留特別許可の付与)

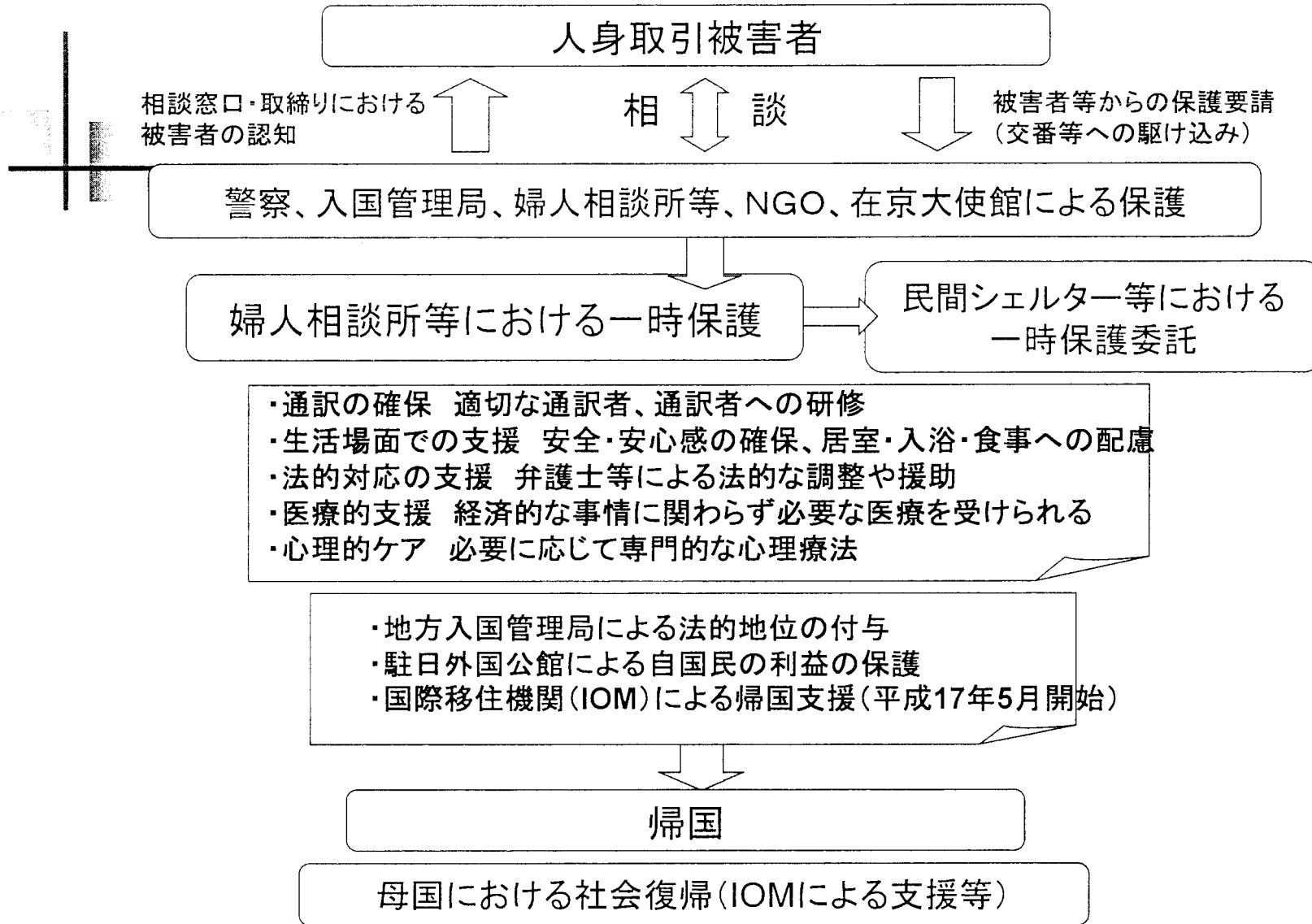
○被害者の安全の確保

○被害者の帰国支援

(国費送還、IOMを通じた帰国支援)

(外務省ホームページ資料)

人身取引被害者保護の流れ



厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計222人。うち216人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の88%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 保護された被害者のうち18歳未満は計13人。最年少は15歳。

○年度別保護実績（合計222人）

平成13年度 1人（タイ1人）
平成14年度 2人（タイ2人）
平成15年度 6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度 24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度 117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度 36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度 36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）

○都道府県別保護実績（合計222人）

愛知県	49人	長野県	29人	東京都	**23人	千葉県	23人
秋田県	18人	島根県	14人	栃木県	9人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	福岡県	6人
岐阜県	6人	神奈川県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人						
新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績（222人のうち77人）

平成17年4月1日～平成20年3月31日までに77人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設30人・母子生活支援施設28人・民間シェルター18人
児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 24.4日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	計
婦人相談所	1	3	3	0	7
児童相談所	0	5	1	0	6
計	1	8	4	0	13

年齢別

15歳	3
16歳	5
17歳	5
計	13

国籍別

フィリピン	10
インドネシア	2
コロンビア	1
計	13

保護地別

愛知県	6
岐阜県	2
栃木県	1
群馬県	1
千葉県	1
東京都	1
沖縄県	1
計	13

4 児童虐待・DV事例における児童手当 関係事務処理について

「写」

雇児発第0509004号
平成20年5月9日

都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について

児童虐待が認められる事例に関しては、従来より、虐待を行っている者は、児童手当法第4条第1項第1号における監護要件を満たさないものと解してきたところである。

また、配偶者からの暴力が認められる事例に関しては、配偶者からの暴力を受けた者（以下「被害者」という。）が、現に児童手当を受給する配偶者（以下単に「配偶者」という。）と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請により被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところである。

一方、こうした事例の実際の運用に際しては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の児童手当事務担当者において、児童虐待や配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあり、近日多くの照会が寄せられてきている。このため、下記のとおり児童手当関係事務処理に関する運用指針を定めることとしたので、その運用並びに児童相談所等児童虐待関係機関、婦人相談所等DV関係機関及び管内市町村への周知について特段の御配慮を願いたい。なお、本通知は、公務員に対する児童手当の支給事務にも関わるため、国家公務員に関しては当方より各所属庁宛に別途通知を行うものであるが、地方公務員に関しては、所属の公務員に対する児童手当の支給事務を担当する部署にも周知が図られるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

第一 児童虐待等が認められる事例

1 職権による支給事由消滅処理を行うべき事例

「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成18年3月31日雇児発第0331031号本職通知。以下「ガイドライン」という。）第18条においては、公簿等によって児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理をすることとしている。

児童虐待等が認められる事例に関しては、個々の事例により状況が様々であることから、児童相談所等との連携の下、慎重に判断する必要があるが、当該児童の父母又はこれに代わり当該児童を監護すべき者（以下「保護者」という。）が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権による上記処理を行うこと。

具体的には、こうした処理を行うべき事例として、少なくとも以下のような場合が想定されること。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条第1項第1号に基づき、児童が里親に委託され、又は児童養護施設等に入所させられている場合
- (2) 児童福祉法第33条の6等に基づき、親権者のいずれもが親権乱用又は著しい不行跡であるとして親権喪失の宣告の請求が行われ、同宣告がなされている場合

2 事務処理の流れ

以下のとおり、都道府県及び市町村において連携を取って事務処理を進めること。

(1) 都道府県（※児童相談所設置市にあつては当該市。以下同じ。）においては、

- ① 本通知の発出時点において、既に上記1に該当している場合については、本年6月末までに、当該児童の保護者の居住する市町村に、別紙様式1により通知すること。
- ② その後、上記1に該当する場合が発生した際には、随時、速やかに別紙様式1により、保護者の居住する市町村に通知すること。
- ③ 下記(2)の③により市町村より報告を受けた場合には、別紙様式1により、保護者の勤務する所属庁に通知し、市町村に準じて下記(2)により処理を行うよう依頼すること。

(2) 市町村においては、

- ① 上記2(1)①により、本年6月末までに都道府県より通知を受けた場合については、本年の現況届の審査とも併せ、6月支給分（10月支払い分）から、ガイドライン第18条に基づき職権による児童手当等の支給事由消滅処理を行うこと。
- ② その後、上記2(1)②により、随時、都道府県より通知を受けた場合については、同様に、当該通知を受けた日の属する月の支給分から支給事由消滅処理を行うこと。
- ③ 通知を受けた市町村において、自らが支給を行っていない場合（保護者が公務員である場合）には、当該保護者の所属庁の確認に努め、別紙様式1の備考欄に所属庁の名称を記載したものを送付することにより、都道府県に対して報告すること。
- ④ 都道府県から通知された者について、支給事由消滅処理を行った場合には、その旨を、別紙様式1の備考欄に支給事由消滅処理年月日を記載したものを送付することにより、当該都道府県に対して報告すること。
- ⑤ 支給事由消滅処理を行った後に、当該保護者が他市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ、④により都道府県に送付した別紙様式1の写しを送付し、連絡を行うこと。

第二 配偶者からの暴力が認められる事例

1 職権による支給事由消滅処理を行うべき事例

配偶者からの暴力が認められる事例についても、個々の事例により状況が様々であることから、配偶者暴力相談支援センター等との連携の下、慎重に判断する必要があるが、

- ・ 現に被害者が専属的に子の監護を行っており、かつ生計同一である場合、又は、
- ・ 現に児童手当を受給している配偶者の監護が一切ない場合でなくとも、児童の生計を維持する程度の高い者が被害者であると認められる場合には、配偶者は生計同一要件を満たしていないと判断できる。

このような場合には、配偶者に対して、ガイドライン第18条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、被害者に対して、児童手当の申請の援助・審査等を行うこと。

具体的には、こうした処理を行うべき事例として、以下のような場合で、かつ、被害者が現に子を監護し、配偶者に比して生計を維持する程度が高い場合が想定されること。

(1) 配偶者からの暴力を理由として、被害者及びその児童が、

- ・ 国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること、

又は、

- ・ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

なお、配偶者から暴力を受けていることについては、以下①～③の方法により確認する。

① 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されている場合

② 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合

③ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づき、被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっている場合

(2) (1)に掲げるほか、配偶者が、監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合

2 事務処理の流れ

以下のとおり、都道府県及び市町村において連携を取って事務処理を進めること。

(1) 被害者の新住所地の市町村から都道府県への連絡

被害者より、児童手当の支給に係る相談を受けた市町村は、当該者が、子を監護し、かつ、生計を同じくしている等、受給資格を有する旨の確認を行った上で、上記1(1)又は(2)のいずれかに該当する旨を確認できる書類を、都道府県へ送付すること。この際、配偶者が公務員である場合は、その所属庁を併せて連絡すること。

なお、受給資格者の住所要件については、住民票により確認することとしているが、配偶者に住所を知られることで危害が加えられるおそれが高い場合等、住民票の移動ができないことにやむを得ない理由がある場合には、現実の住所地の市町村において認定請求書を受理して差し支えない。

(2) 被害者の新住所地の都道府県から配偶者の住所地の都道府県又は所属庁への連絡

被害者の新住所地の市町村より、(1)の連絡を受けた都道府県においては、配偶者の住所地の都道府県に対して、別紙様式2により通知すること。（被害者の新住所地の市町村が、配偶者の住所地の市町村と同一都道府県内にある場合は、(2)の通知は不要である。）

なお、配偶者が公務員である場合は、当該所属庁に対し、別紙様式3により通知し、市町村に準じて下記(4)及び(5)により処理を行うよう依頼すること。

- (3) 配偶者の住所地の都道府県から市町村への連絡
(2)の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、別紙様式3により、ガイドライン第18条に基づき、職権により当該配偶者に対する児童手当等の支給事由消滅の処理を行うよう、通知すること。
- (4) 配偶者の住所地の市町村における職権による支給事由消滅処理
(3)の通知を受けた市町村においては、ガイドライン第18条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うこと
- (5) 配偶者の住所地の市町村から都道府県への報告
都道府県から通知された者について、支給事由消滅処理を行った場合には、その旨を、別紙様式3の備考欄に処理年月日を記載したものを送付することにより、当該都道府県に対して報告すること。
- (6) 配偶者の住所地の都道府県から被害者の新住所地の都道府県への報告
(5)の報告を受けた都道府県は、別紙様式2の備考欄に支給事由消滅処理年月日を転記したものを送付することにより、被害者の新住所地の都道府県へ処理結果等を報告すること。
- (7) 被害者の新住所地の都道府県から市町村への連絡
(6)の報告(配偶者が公務員の場合にあつては(5)に準じて行われる所属庁からの報告)を受けた都道府県は、送付を受けた別紙様式2(配偶者が公務員の場合にあつては別紙様式3)の写しを転送することにより、被害者の新住所地の市町村へ、配偶者の児童手当の支給事由消滅処理を行った旨を連絡すること。
- (8) 被害者の新住所地の市町村における児童手当の支給開始
(7)により連絡を受けた市町村においては、被害者に対する児童手当の支給を開始すること。

第三 関係機関との連携等

- 1 第一及び第二のような事例への対応に当たっては、市町村の児童手当関係事務担当だけの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱等について照会を受けた場合には、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を図り、児童虐待防止対策担当や配偶者暴力防止対策担当等の協力も得ながら、市町村に対する助言、指導等の特段の御配慮をお願いします。特に、支給事由消滅を行った市町村において、支給事由消滅の対象となった保護者又は配偶者に説明を行う際には、保護者又は配偶者との関係で困難が予想されるところであり、当該保護者又は被害者の担当である児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいては、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応を御願ひしたい。
- 2 また、第一及び第二のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、市町村による職権処理等の事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間の調整や他の都道府県との調整等について、併せて特段の御配慮をお願いします。
- 3 なお、当分の間、各市町村から個別事例の取扱いについて照会等を受けた場合には、今後の運用に資するよう厚生労働省にも御連絡いただきたい。

第四 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、虐待又は配偶者からの暴力に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、児童手当の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項の利用又は提供の制限の規定の趣旨に照らし十分適切な範囲内と考えられるが、個人情報の内容にかんがみ、その取扱いには十分に留意すること。

児童虐待等が認められる事例(通知)

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 市町村児童手当担当部局長 殿
(所属庁の長 殿)

都道府県児童虐待対応担当部局長
(市児童虐待対応担当部局長)

平成 20 年 5 月 9 日付雇児発第 0509004 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童虐待が認められる事例について、以下のとおり通知するので、適正に処理されたい。

項番	児 童	(ふりがな)	性 別	生年月日	保 護 者	氏 名	(ふりがな)	続柄	児童虐待等が認められる事例		備 考
		氏 名	住 所	氏 名		(ふりがな)	続柄	該当する事例	該当年月日		
				平成 年 月 日					1. 里親委託 2. 施設等入所 3. 親権喪失宣告	平成 年 月 日	
				平成 年 月 日					1. 里親委託 2. 施設等入所 3. 親権喪失宣告	平成 年 月 日	
				平成 年 月 日					1. 里親委託 2. 施設等入所 3. 親権喪失宣告	平成 年 月 日	
				平成 年 月 日					1. 里親委託 2. 施設等入所 3. 親権喪失宣告	平成 年 月 日	

(注)「該当する事例」欄は、それぞれ以下の場合に該当するものである。

「1. 里親委託」は児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づき児童が里親に委託された場合、「2. 施設等入所」は児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づき児童養護施設等に入所させられた場合、「3. 親権喪失宣告」は児童福祉法第 33 条の 6 等に基づき親権者のいずれもが親権乱用又は著しい不行跡であるとして親権喪失の宣告の請求が行われ、同宣告がなされている場合

配偶者からの暴力が認められる事例(通知)

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 他都道府県 DV 対応担当部局長 殿

都道府県 DV 対応担当部局長

平成 20 年 5 月 9 日付雇児発第 0509004 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、配偶者からの暴力が認められる事例について、以下のとおり通知するので、貴管内該当市町村へ連絡の上、処理結果を報告されたい。

項番	被害者	(ふりがな)	生年月日	被害者により 監護されている 児童の氏名	配偶者	(ふりがな)	生年月日	配偶者からの暴力が認められる事例		備考
		氏名				住所		該当する事例	該当年月日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	

(注)「該当する事例」欄は、それぞれ以下の場合に該当するものである。

「1. 保護命令等」は配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されている場合、「2. 婦人相談所等による証明書発行」は婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合、「3. 支援措置対象」は住民基本台帳事務処理要領に基づき被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、支援措置の対象となっている場合、「4. その他」は配偶者が監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合

配偶者からの暴力が認められる事例(通知)

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 市町村児童手当担当部局長 殿
(所属庁の長 殿)

都道府県 DV 対応担当部局長

平成 20 年 5 月 9 日付雇児発第 0509004 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、配偶者からの暴力が認められる事例について、以下のとおり通知するので、配偶者に係る児童手当につき「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 18 年 3 月 31 日雇児発第 0331031 号)第 18 条に基づき、職権による支給事由消滅の処理を行い、当該処理の結果を報告されたい。

項番	被害者	(ふりがな)	生年月日	被害者により 監護されている 児童の氏名	配偶者	(ふりがな)	生年月日	配偶者からの暴力が認められる事例		備考
		氏名				住所		該当する事例	該当年月日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	被害者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	

(注)「該当する事例」欄は、それぞれ以下の場合に該当するものである。

「1. 保護命令等」は配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されている場合、「2. 婦人相談所等による証明書発行」は婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合、「3. 支援措置対象」は住民基本台帳事務処理要領に基づき被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、支援措置の対象となっている場合、「4. その他」は配偶者が監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合

児童手当制度の概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○ 次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する 																						
支給対象	○ 小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで)																						
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子: 5,000円 <li style="padding-left: 150px;">第3子以降 :10,000円 																						
支払期月	○ 毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																						
所得制限 4人世帯(夫婦と児童2人)の年収ベース	○ 所得限度額 被用者 :860万円未満 非被用者:780万円未満																						
費用負担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[被用者]</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">事業主 7/10</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">国 1/10</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">地方 2/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[特例給付]</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業主 10/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[非被用者]</td> <td style="text-align: center;">国 1/3</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[公務員]</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了 小学校修了前特例給付】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[被用者・非被用者]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">国 1/3</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[公務員]</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	[被用者]	事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	[特例給付]	事業主 10/10			[非被用者]	国 1/3	地方 2/3		[公務員]	所属庁 10/10			[被用者・非被用者]	国 1/3	地方 2/3	[公務員]	所属庁 10/10	
[被用者]	事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10																				
[特例給付]	事業主 10/10																						
[非被用者]	国 1/3	地方 2/3																					
[公務員]	所属庁 10/10																						
[被用者・非被用者]	国 1/3	地方 2/3																					
[公務員]	所属庁 10/10																						

事業主拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○ 拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額拠出金率 (平成20年度：1.3/1,000) 																	
財源内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">20' 予算額</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">(19' 予算額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付総額</td> <td style="text-align: right;">10,280億円</td> <td style="text-align: right;">(10,270億円)</td> </tr> <tr> <td> 国庫</td> <td style="text-align: right;">2,730億円</td> <td style="text-align: right;">(2,750億円)</td> </tr> <tr> <td> 地方</td> <td style="text-align: right;">5,740億円</td> <td style="text-align: right;">(5,760億円)</td> </tr> <tr> <td> 事業主拠出金</td> <td style="text-align: right;">1,810億円</td> <td style="text-align: right;">(1,760億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※19' 予算における制度改正の影響額は、4月施行のため10か月ベース ※公務員を含む。</p>				20' 予算額	(19' 予算額)	給付総額	10,280億円	(10,270億円)	国庫	2,730億円	(2,750億円)	地方	5,740億円	(5,760億円)	事業主拠出金	1,810億円	(1,760億円)
	20' 予算額	(19' 予算額)																
給付総額	10,280億円	(10,270億円)																
国庫	2,730億円	(2,750億円)																
地方	5,740億円	(5,760億円)																
事業主拠出金	1,810億円	(1,760億円)																

児童手当における「監護」

「監護」…児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている。

- 必ず同居の必要はない。
- 児童の生計費の負担といった経済的要素は含まない。
- 親権者としての責任を放棄して子どもを放置しているとき、暴行を加え、あるいは虐待するとき、その他親権の濫用あるいはこれに準ずるような場合には、当然、監護関係がない。
- 病弱、老齢、心身障害のゆえをもって、ただちに監護関係がないと考えるのは不適切。身の回りの世話のみが監護の内容となるのではなく、精神的な面からの配慮も、そのうちに含まれるのであるから、児童について精神的にも配慮する意欲や熱意を失っており、他の者に児童の監護を全く委ねているか、これに準ずる程度に達していると認められる実態がある場合には、監護関係がない。
- 必要な指示等を行っており、監護が不十分ながらも継続していると認められる場合は、監護関係がある。
- 扶養義務を果たさないことをもって、ただちに監護関係がないとみることはできないが、親権者が、その地位を利用して児童の資産、所得を費消するといった場合は、監護関係がないと認められる。
- 酒やばくち等に浸り、児童の養育について顧みることが少なく、もはや養育の実をあげていないとみられるような場合は、監護を欠くこととなる。

「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」 <抜粋>
(平成20年5月9日雇児発第0509004号雇用均等・児童家庭局長通知)

第一 児童虐待等が認められる事例

1 職権による支給事由消滅処理を行うべき事例

「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成18年3月31日雇児発第0331031号本職通知。以下「ガイドライン」という。)第18条においては、公簿等によって児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、職権により児童手当等の支給事由消滅の処理をすることとしている。

児童虐待等が認められる事例に関しては、個々の事例により状況が様々であることから、児童相談所等との連携の下、慎重に判断する必要があるが、当該児童の父母又はこれに代わり当該児童を監護すべき者(以下「保護者」という。)が児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが不相当と認められる場合には、監護要件を満たさないと判断できるものとして、職権による上記処理を行うこと。

具体的には、こうした処理を行うべき事例として、少なくとも以下のような場合が想定されること。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第28条第1項第1号に基づき、児童が里親に委託され、又は児童養護施設等に入所させられている場合
- (2) 児童福祉法第33条の6等に基づき、親権者のいずれもが親権乱用又は著しい不行跡であるとして親権喪失の宣告の請求が行われ、同宣告がなされている場合

2 事務処理の流れ

以下のとおり、都道府県及び市町村において連携を取って事務処理を進めること。

- (1) 都道府県(※児童相談所設置市にあつては当該市。以下同じ。)においては、
 - ① 本通知の発出時点において、既に上記1に該当している場合については、本年6月末までに、当該児童の保護者の居住する市町村に、別紙様式1により通知すること。
 - ② その後、上記1に該当する場合が発生した際には、随時、速やかに別紙様式1により、保護者の居住する市町村に通知すること。
 - ③ 下記(2)の③により市町村より報告を受けた場合には、別紙様式1により、保護者の勤務する所属庁に通知し、市町村に準じて下記(2)により処理を行うよう依頼すること。
- (2) 市町村においては、
 - ① 上記2(1)①により、本年6月末までに都道府県より通知を受けた場合については、本年の現況届の審査とも併せ、6月支給分(10月支払い分)から、ガイドライン第18条に基づき職権による児童手当等の支給事由消滅処理を行うこと。

- ② その後、上記2(1)②により、随時、都道府県より通知を受けた場合については、同様に、当該通知を受けた日の属する月の支給分から支給事由消滅処理を行うこと。
- ③ 通知を受けた市町村において、自らが支給を行っていない場合(保護者が公務員である場合)には、当該保護者の所属庁の確認に努め、別紙様式1の備考欄に所属庁の名称を記載したものを送付することにより、都道府県に対して報告すること。
- ④ 都道府県から通知された者について、支給事由消滅処理を行った場合には、その旨を、別紙様式1の備考欄に支給事由消滅処理年月日を記載したものを送付することにより、当該都道府県に対して報告すること。
- ⑤ 支給事由消滅処理を行った後に、当該保護者が他市町村へ転出したことを把握した場合には、当該転出先市町村へ、④により都道府県に送付した別紙様式1の写しを送付し、連絡を行うこと。

第三 関係機関との連携等

- 1 第一及び第二のような事例への対応に当たっては、市町村の児童手当関係事務担当だけでは対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱等について照会を受けた場合には、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を図り、児童虐待防止対策担当や配偶者暴力防止対策担当等の協力も得ながら、市町村に対する助言、指導等の特段の御配慮をお願いする。特に、支給事由消滅を行った市町村において、支給事由消滅の対象となった保護者又は配偶者に説明を行う際には、保護者又は配偶者との関係で困難が予想されるところであり、当該保護者又は被害者の担当である児童相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいては、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応を御願いたい。
- 2 また、第一及び第二のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、市町村による職権処理等の事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間の調整や他の都道府県との調整等について、併せて特段の御配慮をお願いする。
- 3 なお、当分の間、各市町村から個別事例の取扱いについて照会等を受けた場合には、今後の運用に資するよう厚生労働省にも御連絡いただきたい。

第四 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、虐待又は配偶者からの暴力に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、児童手当の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第2項の利用又は提供の制限の規定の趣旨に照らし十分適切な範囲内と考えられるが、個人情報の内容にかんがみ、その取扱いには十分に留意すること。

「児童虐待等が認められる事例」に係る事務処理フロー

